

## 横芝光町農業委員会 11月第8回定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月5日(金) 午後4時～午後4時35分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫		
委 員	1 番	宇井 久	3 番	土屋 正明
	5 番	大川戸 直美	6 番	佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番	長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	10 番	行木 栄一
	11 番	小野 秀明	12 番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について

## 7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年11月(第8回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 2番 鈴木忠夫委員、8番 長峯高明委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年11月5日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫  次のページをご覧ください。 今回の3条の許可申請は、2件です。 なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。 申請地①と②の位置図を添付していますので併せてご覧ください。 1件目の申請地は、芝崎字堰下の田、519㎡です。売買による所有権移転の申請です。 2件目の申請地は、鳥喰新田字南新田の畑5筆、計1,479㎡です。贈与に

よる所有権移転の申請です。

申請のありました2件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。  
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3番 3番 土屋です。この件は、経営規模を縮小したい譲渡人から、申請地の両隣の農地を所有している譲受人が、農地の一体化により作業効率が向上することから、売買により所有権移転をするものです。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9番 9番 越川です。この件は、経営拡大を目指す譲受人が、高齢のため耕作が困難な譲渡人から、贈与により農地を取得するものです。なお、申請地ではネギ及びとうもろこしの作付けをするとのこと。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

11番 11番 小野です。譲受人と譲渡人の関係性はどうなっていますか。兄弟とか、親戚とか。

事務局 特に親類関係にはなく、耕作を継続してくれる方へ無償で贈与したいということで聞いています。

1 1 番 関係性がないのにどうやって譲受人を見つけたのですか。

事務局 中間管理機構へも相談していたそうです。中間管理の利用には至りませんでした。相談の話し合いの中で今回の譲受人に繋がったようです。

議 長 他に質疑等はございますか。無ければ質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。  
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について  
農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。  
令和3年11月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 萩原 智夫  
次のページをご覧ください。  
今回の5条の許可申請は、4件です。  
なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。  
申請1件目の土地は、中台字向地の畑2筆、計1,150㎡です。  
本件は、昨年8月の定例総会で町農業振興地域整備計画の変更についてご審議いただきました案件の1件です。なお、申請地につきましては、本年6月25日に変更済みとなっています。変更済みというのは、農振農用地区域から除外されたことをいいます。  
ゴム・合成樹脂製品の製造・販売を主に行う譲受人が事業用地拡張のため、会社に隣接する申請地に、資材置場と業務用駐車場、運搬車両への製品積込作業スペースの整備を目的に売買による所有権移転の申請があったものです。  
申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。  
申請地は、中台共同利用施設から東へ約400mの位置にあります。  
農地の区分ですが、小集団の第2種農地に該当し、他に適当な土地がない場合には転用許可が見込まれます。

土地改良の受益地にはなっておらず、隣接農地所有者の承諾を得ていません。

敷地内は砂利舗装とし、隣接地との境界にはブロック3段を施工し、土砂流出を防止する計画です。また、汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内での浸透処理としています。

工事期間は、令和3年12月10日から令和4年1月10日までを予定しています。

土地代金と整地費は、全額自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして、申請2件目の土地は、坂田字中廓の畑102㎡です。

九十九里地域水道企業団が発注した送水管耐震化工事に伴い、交差点を通行止めとする必要があり、近隣住民の迂回路として賃借権設定による一時転用の申請があったものです。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、坂田集会所から南東へ約200mの位置にあります。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、事業目的達成のために農地の一時的利用が必要と認められる場合は許可が見込まれます。

両隣土地改良区からは一時転用の同意書が出されています。また、隣接農地所有者は譲渡人(ゆずりわたしにん)のみです。

埋立てはせず、整地をし、ブルーシートと鉄板を敷設する計画です。汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内浸透のほか、既設の排水溝へ流入させます。

賃借料と整地費は、全額自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

一時転用の期間は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までを予定しています。

続きまして、申請3件目と申請4件目は同一事業となります。

コンビニエンスストア事業を主に行っている譲受人に、店舗、駐車場、物置の整備を目的に、賃借権の設定をするものです。

3件目の申請地は、栗山字伊古田の畑2筆、計1,141㎡、4件目の申請地は、栗山字東伊古田の田及び畑7筆、計1,490㎡で、3件目と4件目を合わせた事業区域面積は2,631㎡です。

申請地③④と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、JR横芝駅から南へ約350mの位置にあります。鉄道駅から500m

以内であるため、第2種農地に該当し、他に代わりとなる適当な土地がない場合には、許可が見込まれます。

道路を挟んだ北側と東側は都市計画の用途地域となっており、駅からも近く車や人通りも多いため、集客は見込めると思います。

両総土地改良区とは転用協議が済んでおり、排水同意も得ています。

また、町へは開発にかかる事前協議を行っており、埋め立て、排水管接続にかかる道路占用許可と店舗出入り口の歩道と車道の舗装打ち換え工事の承認を得ています。

申請地は、埋め立てをし、隣接地境界にはコンクリートブロックと防草シート、メッシュフェンスを施行し、建物の建設後にアスファルト舗装を行う計画となっています。

汚水と雑排水は合併処理浄化槽35人槽を経由し、雨水とともに道路側溝へ放流されます。

なお、隣接農地所有者は譲渡人のみとなります。

工事期間は、令和4年1月20日から令和4年5月20日までを予定しています。

整地費用および建設費には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、必要な事業費が確保されていることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件ですが、私が担当委員となりますので、私から説明します。

4番 萩原です。本件は、事業用地の拡張で、土地改良の受益地ではなく、隣接農地所有者とも協議が調っているなど、問題はありません。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番 8番 長峯です。本件は、公共事業による迂回路用地の申請で、土地改良から同意を得ており、問題はありません。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて3件目の案件ですが、4件目と同一事業ですので、一括して、担当委員の説明を求めます。

1 番 1番 宇井です。本件は、受益地からの除外及び排水放流について、土地改良区と協議済で意見書、同意を得ており、問題はありません。

議 長 説明が終わりましたので、3件目と4件目の案件について、一括して質疑を許します。

6 番 6番 佐久間です。公図に内務省とありますがこれは、どういったものですか。

事務局 国有地ですが、現況としては道路になっています。

6 番 公図を見ると道路が急に狭まっているようですが。

事務局 公図が分かれている所では一方がとがっている、また、もう一方が平だとか、うまく合わないところが多々あります。道路管理者とも協議しながら事業を進めていくこととなります。

議 長

他に質疑や意見はございますか。それでは質疑を終了し、3件目と4件目の案件について、一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目と4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第3号 令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和3年11月5日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定3件、再設定2件の合計5件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、新規設定1件目は、栗山字奥竈の田、823㎡、賃借権の設定で、期間は10年間です。

新規設定2件目は、尾垂イ字前里の畑2筆、計943㎡、使用貸借権の設定で、期間は6年間です。

新規設定3件目は、於幾字竹ノ後の田、667㎡、賃借権の設定で、期間は3年間です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、栗山字沢田の田3筆、計9,270㎡、期間は10年間です。

再設定2件目は、篠本字和田の田3筆、計1,232㎡、期間は10年間です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長	<p>ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。 はじめに、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定しました。 次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。</p>
1 1 番	<p>11番 小野です。再設定2件目の利用権を設定する者が相続人代表となっていますが、相続が終わらないと後々面倒と思いますが、農業委員会として指導はしますか。</p>
事務局	<p>集積の手続きとして問題はありませんが、相続手続きについて促してまいります。</p>
1 1 番	<p>再設定とあるが、前回もこのような状況だったのですか。</p>
事務局	<p>今回の設定前にお亡くなりになったもので、前回は所有者が手続きしています。</p>
議 長	<p>他に質問等がありますか。それでは質疑を終了し、再設定について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定しました。 以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。 慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和3年11月(第8回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>